

土地区画整理法第58条第1項の規定による京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和4年7月31日と定めたので、土地区画整理法施行令（以下「施行令」という。）第19条の規定に基づき公告します。

なお、この選挙について施行令第20条の規定により作成する選挙人名簿を施行令第21条第1項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和4年5月10日

京都市長 門川大作

1 縦覧期間

令和4年6月6日（月）から同年6月19日（日）まで

2 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

3 縦覧場所

（平日） 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎3階京都市都市計画局住宅室すまいまちづくり課内

（土・日）京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市役所分庁舎1階東側入口警備室北側

（都市計画局住宅室すまいまちづくり課）